

Q 1. 介護保険料特別徴収開始通知を賦課期日前に行ってよいか。

A.

保険料の賦課期日は当該年度の初日とされていることから、4月から8月までの間に新規に特別徴収が開始される被保険者に対する「特別徴収開始通知書」の送付については、一般に同日以降に行われることが想定されているものである。

一方で、4月から特別徴収が開始される旨を早期に対象被保険者へ周知することは重要であり、当該通知内容についてのお知らせとして、例えば、「4月1日までの間に内容に変更が生じた場合は改めて通知する」旨を付記することにより、当該通知書（ただし、決定日は4月1日とする。）を3月以前に送付することも差し支えない。

これは、6月以降の仮徴収の額に変更がある場合についても同様である。

Q 2. 介護保険料特別徴収開始通知に対する審査請求について、そ

の期間の起算日はいつか。

A.

当該通知書を賦課期日以降に送付している場合は、「処分があったことを知った日の翌日」が起算日となる。

当該通知書を賦課期日前に送付している場合においては、決定日として通知に記載した4月1日までの間に内容の変更がないときは、同日付けで正式な通知があったものとして取り扱い、その翌日、すなわち「4月2日」が起算日となる。